

## 利用料金一覧表＜短期入所・多床室(4人部屋)＞

短期ケアセンター 松恵苑  
令和5年1月1日

### 《介護保険》(介護サービス費)

#### ①報酬単位 (1日)

要介護度	基本単位	サービス提供体制強化加算 I	夜勤職員配置加算 I	小計	30日
要支援 1	446	22	—	468	14,040
要支援 2	555	22	—	577	17,310
要介護 1	596	22	13	631	18,930
要介護 2	665	22	13	700	21,000
要介護 3	737	22	13	772	23,160
要介護 4	806	22	13	841	25,230
要介護 5	874	22	13	909	27,270

- ※1. 加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。  
 ※2. 上記料金表には介護職員処遇改善加算は含まれておりません。

#### ②その他の加算(1日) 1単位:10円

	単位	適用
送迎加算	184	片道
療養食加算	8	厚生労働大臣が定める食事を提供した場合、1回につき左記を算定。1日3回を限度。
生活機能向上連携加算	200	1月:外部のリハビリテーション専門職と連携し、計画的にリハビリテーションを実施。
機能訓練体制加算	12	1日:常勤専従で機能訓練指導員を1名配置している場合に算定。
緊急短期入所受入加算	90	1日
長期利用者に対する短期入所生活介	-30	1日:連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合、所定の単位数から減算を行います。
介護職員処遇改善加算 I	総単位数の8.3%	介護職員の処遇改善への取り組みを行っています。(区分支給限度基準額の算定対象から除外する)
介護職員等特定処遇改善加算 I	総単位数の2.7%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っています。(区分支給限度基準額の算定対象から除外する)
介護職員等ベースアップ等支援加算	総単位数の1.6%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っています。(区分支給限度基準額の算定対象から除外する)

- ※2. 1単位10円の計算となります。  
 ※4. 介護サービス費の利用負担割合は、利用者様の所得により、サービス総単位数の1割、2割または3割の負担となります。

### 《自己負担》 単位:円

居住費	855	1日	
食費	1,445	1日	朝:405円 昼:520円 夕:520円

### 負担限度額段階(保険者(市町村)に負担限度額認定申請書を提出し認定された段階になります) 単位:円

段階	居住費	食費	30日
第4段階	855	1,445	69,000
第3段階②	370	1,300	50,100
第3段階①	370	1,000	41,100
第2段階	370	600	29,100
第1段階	0	300	9,000

### 高額介護サービス費

	負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円(世帯)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
・年齢福祉年金を受給している方	24,600円(世帯)
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)

→同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額を設定(446,400円)

- ※1. 高額介護サービス費とは、1ヶ月に支払った利用者負担の合計額が上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。  
 ※2. 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計額の上限額を指しています。  
 ※3. 「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担上限額を指しています。